

岩手県告示第478号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和8年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
医療法人社団帰厚堂南昌病院	紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割2番地181	令和11年8月31日
国民健康保険葛巻病院	岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1	〃
医療法人社団松誠会滝沢中央病院	滝沢市鵜飼笹森42番地2	〃